

令和8年度税制改正(案)と 保険税務の最新情報

2026.2.28

(株) 新日本保険新聞社

「保険税務のすべて」編集長

榊原正則

TEL 06-6225-0550

FAX 06-6225-0551

〒550-0004

大阪市西区靱本町1-5-15 第二富士ビル6F

Eメール sakakibara@shinnihon-ins.co.jp

HP <https://www.shinnihon-ins.co.jp>

令和8年度税制改正（案）の主なポイント

2025/12/19 与党税制改正大綱による

	主な改正項目と概要	適用時期
個人所得課税	<p>○「物価高」「三党合意」を踏まえた、「年収の壁」の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。 ・課税最低限を「178万円」に引き上げる。 	令和8年分以後の所得税、令和9年度分以後の住民税に適用
	<p>○住宅ローン控除の延長と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を5年延長した上で、所要の見直しを行う。 	令和12年12月31日まで延長
	<p>○NISAのつみたて投資枠の拡充（こどもNISAの創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充する。 ・つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のもの、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品を追加する。 	早ければ令和9年に開始
	<p>○暗号資産の分離課税化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を分離課税の対象とする。 ・3年間の繰越控除制度を創設する。 	金融商品取引法の改正法の施行日の属する年の翌年の1月1日以後の譲渡等に適用
	<p>○同族会社以外の特定法人が発行した社債の利子等への課税の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。 ・その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。 	令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用
	<p>○極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額（現行3.3億円）を1.65億円に引き下げ、税率（現行22.5%）を30%に引き上げる。 	令和9年分の所得税から適用
	<p>○青色申告特別控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電磁的記録の保存等を実施する事業者は青色申告特別控除を拡充 	令和9年分の所得税から適用
	<p>○子育て世代に対する生命保険料控除の特例の適用期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限を1年延長。 	令和8・9年分の所得税
	<p>○防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。 ・復興特別所得税の税率を1.1%（現行：2.1%）に引き下げ、課税期間を令和29年まで10年間延長する。 	課税期間は令和9年1月から 令和9年分以後の所得税から適用

法人課税	<p>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げ（所得税についても同様）、適用期限を3年延長。 <p>○オープンノベーション促進税制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限の2年延長するとともに、M&A型の制度の見直しを実施。 <p>○特定生産性向上設備等促進税制の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての業種を対象に、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する（建物を含め、投資下限額35億円以上（中小企業者等は5億円以上）及びROI水準15%の高い基準を満たす設備投資に対し、即時償却又は高い税額控除率を適用）。 <p>○賃上げ促進税制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の賃上げ状況を反映した必要な見直しを加える。 <ol style="list-style-type: none"> ①大企業向けは適用期限到来前に廃止。 ②中堅企業向けは適用期限到来をもって廃止。また、適用期限までに開始する事業年度の給与等の増加割合の引き上げ、税額控除率の上乗せについて見直しを行う。 ③中堅企業向け、中小企業向けにおける教育訓練費に係る上乗せ措置を廃止する。 	<p>適用期限を令和11年3月31日まで延長</p> <p>適用期限を令和10年3月31日まで延長</p> <p>産業競争力強化法の改正を前提に施行日から</p> <p>大企業向け：令和8年3月31日までに開始する各事業年度に適用（その後、廃止） 中堅企業向け：令和9年3月31日までに開始する各事業年度に適用（その後、廃止） 中小企業向け：令和9年3月31日までに開始する各事業年度について適用</p>
資産課税	<p>○事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人版事業承継税制の特例措置の特例承継計画の提出期限を1年6月延長する。 ・個人版事業承継税制についても、同様の見直しを行う。 <p>○教育資金の一括贈与の贈与税の非課税措置の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を延長しない。 <p>○貸付用不動産の評価方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離の利用によって相続税や贈与税の税額が大幅に圧縮されている事例が把握されていることを踏まえ、納税者の予測可能性を確保し、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、関係団体等の意見を聴きつつ、貸付用不動産の評価方法の見直しを行う。 	<p>令和9年9月末まで延長</p> <p>令和10年9月末まで延長</p> <p>適用期限の令和8年3月31日で終了</p> <p>令和9年1月1日以後に相続等により取得する財産の評価に適用</p>
消費課税	<p>○適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 納税額を売上税額の3割とすることができる経過措置を2年に限り講ずる。 ・適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置 適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減していき、令和13年9月末をもってその適用を終了する。 	<p>令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用</p>

【個人所得課税】

●物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直す。

- ・基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。
- ・給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- ・源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

●「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げる。

具体的には、上記の基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

- ・基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。
- ・給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる。

さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げる。

この引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記①の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていく。

《参考》基礎控除の特例

給与収入	現行	改正案
200万円相当まで	37万円（恒久措置）	42万円（うち37万円は恒久措置）
200万円相当から 475万円相当まで	30万円	42万円
475万円相当から 665万円相当まで	10万円	42万円
665万円相当から 850万円相当まで	5万円	5万円

(国 税)

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(1) 基礎控除

- ① 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 4 万円引き上げる。
- ② 上記①の見直しの基礎控除の額は次のとおりとなる。

適用要件（合計所得金額）	控除額		
	現 行		改正案
	令和 6 年分	令和 7 年分	令和 8・9 年分
2,350 万円以下	48 万円	58 万円	62 万円
2,350 万円を超え 2,400 万円以下		48 万円	48 万円
2,400 万円を超え 2,450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2,450 万円を超え 2,500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円

- ③ 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。
(注 1) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。
(注 2) 上記の改正等に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

(2) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について 65 万円の最低保障額を 69 万円に引き上げる。
- ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。
(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等について適用。

(3) 上記(1)から(2)の見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げる。
(注) 上記の改正は、令和 8 年分以後の所得税について適用する。

(4) 令和 7 年分以後の各年分の基礎控除等の特例

- ① 居住者のその年分の合計所得金額が 655 万円（令和 10 年分以後の各年分にあつては、132 万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とする。
 - イ 令和 8 年分及び令和 9 年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - (イ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円以下である場合 42 万円
 - (ロ) その居住者のその年分の合計所得金額が 489 万円を超える場合 5 万円
 - ロ 令和 10 年分以後の各年分 37 万円

② 上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。

(注) 上記②の公的年金等の源泉徴収については、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

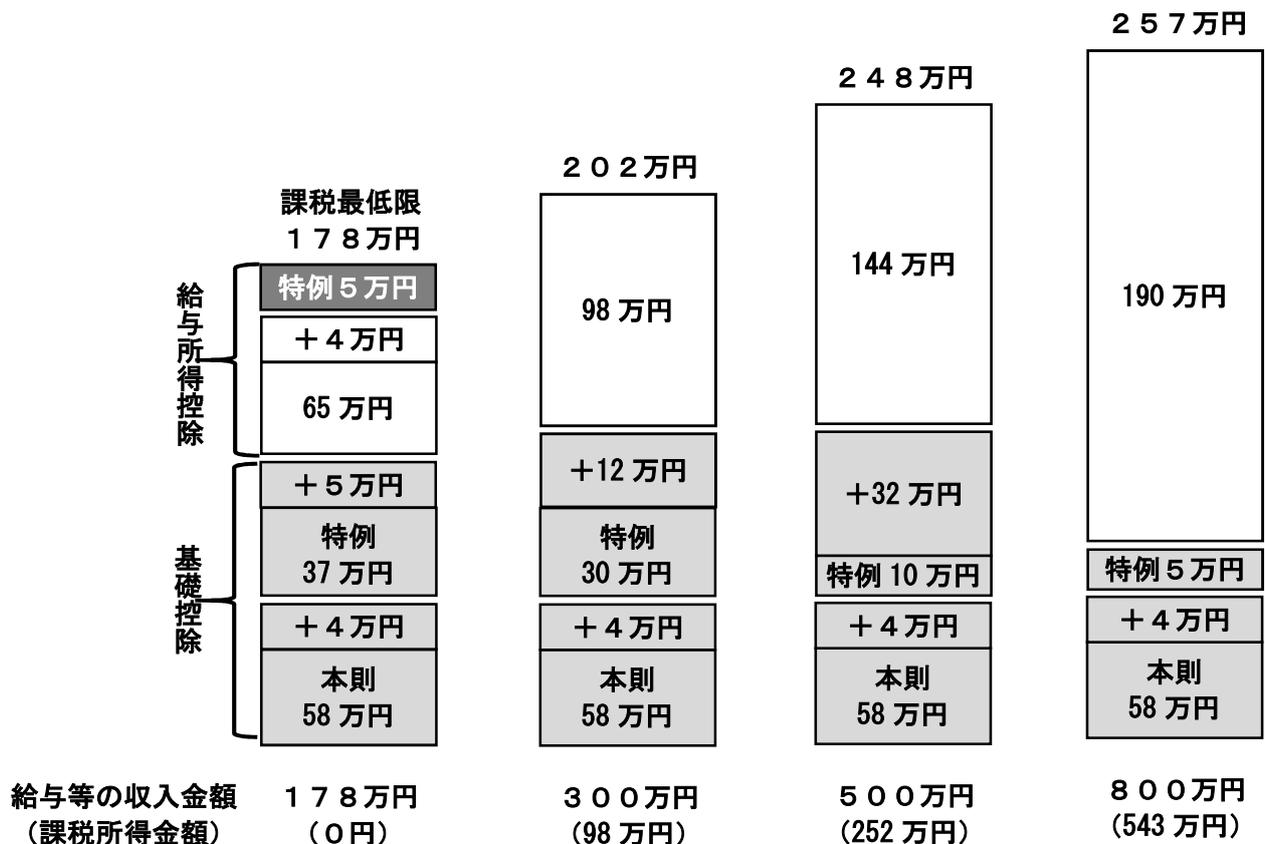
(5) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設

- ① 令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する。
- ② 上記①の特例は、年末調整において適用できることとする。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	現行（令和7年分）	改正案（令和8・9年分）
190万円以下	65万円	74万円
190万円超 220万円以下	収入金額×30%+8万円	
220万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

年収別の基礎控除・給与所得控除のイメージ（令和8・9年分）

※給与所得のみ、基礎控除以外の所得控除はないものと仮定



(6) ひとり親控除

ひとり親控除について、控除額を 38 万円（現行：35 万円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

(7) 公的年金等に係る雑所得について、次の見直しを行う。

給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が 280 万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとする。

（注）上記の改正は、令和 9 年分以後の所得税について適用する。

令和 7 年 6 月に成立・公布された年金制度改革法により、令和 8 年 4 月から、在職老齢年金制度の支給停止調整額が 51 万円から 65 万円に引き上げられることに伴う改正。

（地方税）

(1) 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、最低保障額を 69 万円（現行：65 万円）に引き上げる。
- ② 令和 9 年度分及び令和 10 年度分の個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額について、①に加え、5 万円引き上げる。

(2) 所得税における(1)から(5)までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 62 万円以下（現行：58 万円以下）に引き上げる。
- ③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 89 万円以下（現行：85 万円以下）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和 9 年度分以後の個人住民税について適用する。

(3) ひとり親控除

ひとり親控除について、控除額を 33 万円（現行：30 万円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、令和 10 年度分以後の個人住民税について適用する。

（注）地方税については、基礎控除の改正は行われぬ

2. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）の延長と見直し

本格的な人口減少やカーボンニュートラルといった変化に対応した豊かな住生活を実現するためには、既存住宅の利活用の促進とともに、省エネ性能の向上が重要となる。住宅ローン控除については、こうした考え方の下、適用期限を5年間延長した上で、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しする。他方、令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は、新築住宅・既存住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和10年以降は適用対象外とする。

世帯規模の変化を踏まえた対応として、床面積要件について、40㎡に緩和されている特例の適用範囲を、既存住宅にも拡充する。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとする。

安全・安心な住まいの実現の観点から、土砂災害などの災害レッドゾーンでの新築（建替えを除く。）は適用対象外とする。

適用期限（令和7年12月31日）を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

（注1）上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、「認定住宅等の新築等」とは、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をいう。以下同じ。

（注2）上記（注1）の「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。以下同じ。

（注3）省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は2,000万円と、控除率は0.7%と、控除期間は13年とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準適合住宅				

ハ イ及びロ以外の住宅の取得等の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

(注1) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」とは、買取再販住宅の取得、既存住宅の取得又は住宅の増改築等をいう。

(注2) 上記(注1)の「買取再販住宅」とは、既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3) 上記の「イ及びロ以外の住宅の取得等」には、令和9年12月31日以前に建築確認を受ける省エネ基準適合住宅(登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のものを含む。)又は建築確認を受けない省エネ基準適合住宅で登記簿上の建築日付が令和10年6月30日以前のもの新築等であって、令和10年から令和12年までの間に居住の用に供したものを含む。

- ② 特例対象個人が、認定住宅等の新築等又は認定住宅等である既存住宅の取得をして令和8年から令和12年までの間に居住の用に供した場合(下記③の適用を受ける場合を除く。)の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

イ 認定住宅等の新築等の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	3,000万円

(注) 省エネ基準適合住宅である買取再販認定住宅等を令和10年から令和12年までの間に居住の用に供した場合には、借入限度額は3,000万円とする。

ロ 認定住宅等である既存住宅の取得の場合

住宅の区分	居住年	借入限度額
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅		3,000万円
省エネ基準適合住宅		

(注) 上記の「特例対象個人」とは、個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。

- ③ 個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、本特例の適用ができることとする。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。
- ④ 令和10年1月1日以後に建築確認を受ける居住用家屋(登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除く。)又は建築確認を受けない居住用家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものうち、一定のZEH水準省エネ基準を満たさないもの新築又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができない。
- ⑤ 個人が災害危険区域等内において、居住用家屋の新築(従前家屋(当該個人、当該個人の配偶者又は当該個人の2親等以内の親族が5年以上居住の用に供し、又は供していた家屋に限る。))の建替えによる居住用家屋の新築を除く。)又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、その居住用家屋を令和10年1月1日以後に居住の用に供したときは、本特例の適用ができないこととする。ただし、当該居住用家屋に係る建築確認を受けた時において、当該居住用家屋の新築をする土地の全部が災害危険区域等に含まれない場合は、この限りでない。

(注) 上記③の改正は、住宅の取得等をして令和8年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用する。

住宅ローン控除の見直し

		改正前		改正後					
入居時期		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
借入限度額と控除期間	新築住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	4500万円(5000万円)						
			13年						
		ZEH水準省エネ住宅	3500万円(4500万円)						
			13年						
		省エネ基準適合住宅	3000万円 (4000万円)		2000万円 (3000万円)		適用対象外 ※3		
		13年							
	その他住宅	適用対象外 ※2		適用対象外					
	既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	3000万円		3500万円(4500万円)				
			10年		13年				
		ZEH水準省エネ住宅	3000万円		2000万円(3000万円)				
		10年		13年					
その他住宅		2000万円							
	10年								
控除率		0.7%							
所得要件		合計所得金額 2,000万円以下							
床面積要件		50㎡以上 ※一定の時期までに建築確認を受けた新築で、合計所得金額1,000万円以下の場合 は40㎡以上も可		50㎡以上 ※合計所得金額1,000万円以下の場合 は40㎡以上も可(子育て世帯等 への上乗せ措置との選択適用)					
立地要件		—		—		災害レッドゾーン(※4) の新築は適用対象外			

- ※1 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等への上乗せ措置の借入限度額。
 ※2 令和5年末までに建築確認を受けた場合等は借入限度額2,000万円、控除期間10年。
 ※3 令和9年末までに建築確認を受けた場合等は借入限度額2,000万円、控除期間10年。
 ※4 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。
 ※5 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準。

3. 同族会社以外の特定法人が発行した社債の利子等への課税の適正化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。

また、その同族会社の役員等が支払を受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。

（注1）上記の「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。

（注2）上記の改正は、令和8年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用する。

同族会社の株主が、本来は総合課税が適用される役員報酬等を社債の利子で受け取り、分離課税の適用を受ける利子所得に転換することで税負担を軽減する事例が見られたため、過去の税制改正で同族会社の株主が支払いを受ける社債の利子は総合課税の対象とする等の措置が講じられているが、これらを回避するスキームが把握されたため、追加の対策を講じる。

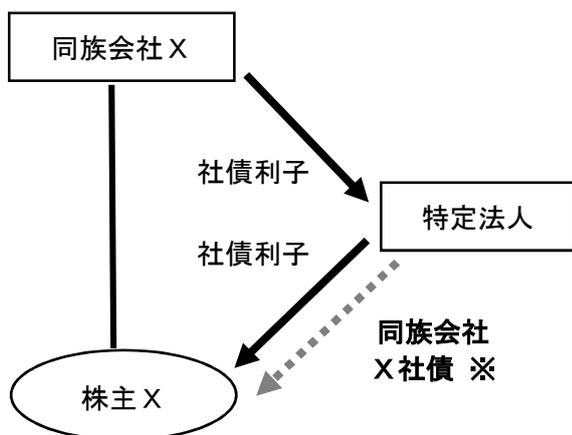
社債の利子は原則、利子所得として分離課税（税率20%）とされている。このことを利用して同族会社の株主が本来なら総合課税（最高税率55%）が適用される役員報酬等を社債の利子で受け取り、分離課税の適用を受ける利子所得に転換することで税負担を軽減する事例が見られたため、適正化を図る観点から同族会社の株主が支払いを受ける社債の利子は総合課税の対象とされた（平成25年度税制改正）。

また、個人が同族会社との間に法人を介在させる場合でも、総合課税の対象となる所得の分離課税への転換が容易に可能なことから、同族会社との間に個人が支配する法人を介在させて間接的にその同族会社を支配する場合も同様に総合課税の対象に追加された（令和3年度税制改正）。

しかし、新たに①同族会社との間に第三者（特定法人）を介在させるケースや、②同族会社の株主がそれぞれの同族会社（特定法人）から社債の利子の支払いを受けるケースが把握されるようになった（図参照）。

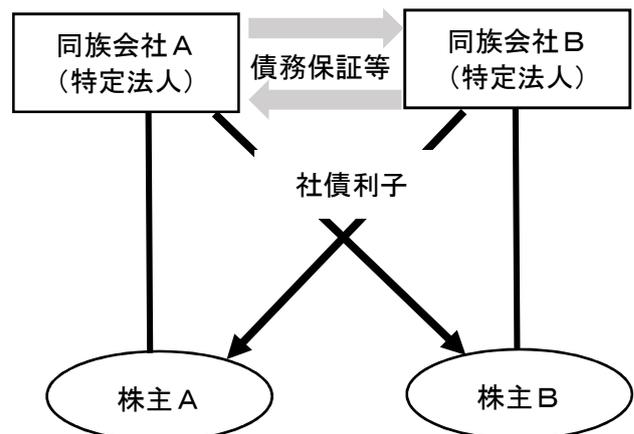
これらのケースは、実態としては同族会社からの支払いを受ける利子と変わらないにもかかわらず、通常行われぬ取引関係の構築によって総合課税の適用を免れることができる。このため、①、②のケースで特定法人から株主に支払われる社債の利子を総合課税の対象に追加することとした。

①第三者法人介在型



※特定法人社債のデフォルト時に X社債が移転する等の契約

②たすき掛け型



4. 勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度について、その利子所得等が非課税とされる適格払出しの範囲に、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得又は住宅の増改築等に係る費用の支払のための払出しを加える。

5. 子育て支援に対する生命保険料控除の特例

特例の適用期限を1年延長するとともに、漁業協同組合等が取り扱う組込型共済契約に係る共済掛金が介護医療保険料控除の対象であることを明確化する。

- ① 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8・9年分における一般生命保険料控除の控除額の計算は次のとおりとなる。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

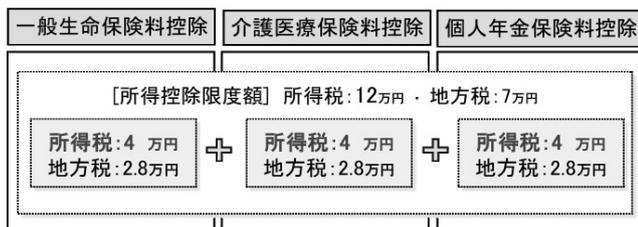
《参考》年齢23歳未満の扶養親族がない場合

年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	新生命保険料×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	新生命保険料×1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

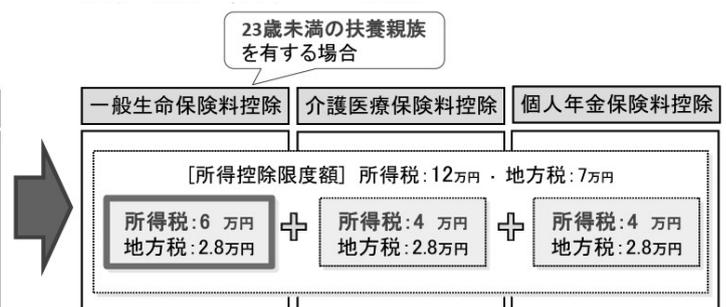
- ② 旧生命保険料及び上記①の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）とする。

（注）一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする（現行と同じ）。

【現行】平成24年以降の契約について



【改正案】※令和8・9年の時限措置



《参考》年齢23歳未満の扶養親族が、2以上の居住者の年齢23歳未満の扶養親族に該当する場合

「年齢23歳未満の扶養親族が、2以上の居住者の年齢23歳未満の扶養親族に該当する場合において、この適用を受けるに当たっては、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する」（措通41の15の5-1）。

つまり、共働き世帯において、扶養親族として23歳未満の子が1人であった場合、父、母ともに23歳未満の扶養親族を有するとして、父母それぞれがこの特例を利用することができるということになる。

6. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

令和5年度税制改正で導入した極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置について、税負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行う。

追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額（給与・事業所得、株式等の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、その他の各種所得を合算した所得金額）から控除する特別控除額（現行3.3億円）を1.65億円に引き下げ、税率（現行22.5%）を30%に引き上げる。

（注）令和9年分の所得税から適用する。

【現 行】

- ① 通常の所得税額
 ② (合計所得金額※ - 特別控除額 (3.3億円)) × 22.5% } → ②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額
 ※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額

【金融・証券税制】

1. NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の拡充

NISAについては、令和5年度税制改正において抜本的拡充・恒久化を図り、既に老後等に備えた十分な資産形成が可能になっているが、対象年齢は18歳以上とされている。次世代の資産形成を支援する観点から、金融経済教育を更に充実することと併せて、つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充する（こどもNISAの創設、非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃）。

その際、格差の固定化につながらないように配慮しつつ、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、口座保有者である子が0～17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とする。また、子の年齢が12歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とする。子の年齢が18歳に達した際、年間投資枠等について、18歳以上向けの制度に移行するものとする。

つみたて投資枠の対象となる指数について、国内市場を対象とした株式指数のうち一定のものを新たに追加するほか、一定の広がりのある地域を対象とした先進国・新興国の株式指数単体で組成された投資信託商品も併せて追加する。

国内市場を対象とした株式指数の追加は、結果として、個人の現預金が国内経済に投資され、経済成長を後押しする流れが加速化されることも期待される。幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、債券が運用資産の50%を超える投資信託を対象に加える。

つみたて投資枠

対象年齢	18歳以上	こどもNISA 18歳未満（引き出しは12歳から可）
投資対象	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	
年間投資枠	120万円	60万円
総限度額	成長投資枠と合計で1,800万円	600万円

2. 暗号資産の分離課税化等

令和7年度税制改正大綱で示された、投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引及びETFから生ずる所得を分離課税の対象とする。

国民が安心して暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3年間の繰越控除制度を創設する。金融商品取引法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

- ① 居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税する。
- ② 暗号資産取引業を行う者は、その年中に特定暗号資産の取引を行った居住者等の氏名、住所及び個人番号、その取引に係る特定暗号資産の名称その他の事項を記載した報告書を、その取引があった日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないこととする。
- ③ 特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とする。
- ④ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、暗号資産デリバティブ取引（特定暗号資産に係るものに限る。以下「特定暗号資産デリバティブ取引」という。）に係る雑所得等を加える。
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - イ 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託を加える。
 - ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる株式等の範囲に、特定暗号資産を投資の対象とする投資信託の受益権を加える。
- ⑥ 総合課税の譲渡所得の基因となる暗号資産について、次の措置を講ずる。
 - イ 当該暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しない。
 - ロ 当該暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。
 - ハ 当該暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しない。

（注1）上記①及び③の改正は、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日（適用開始日）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。

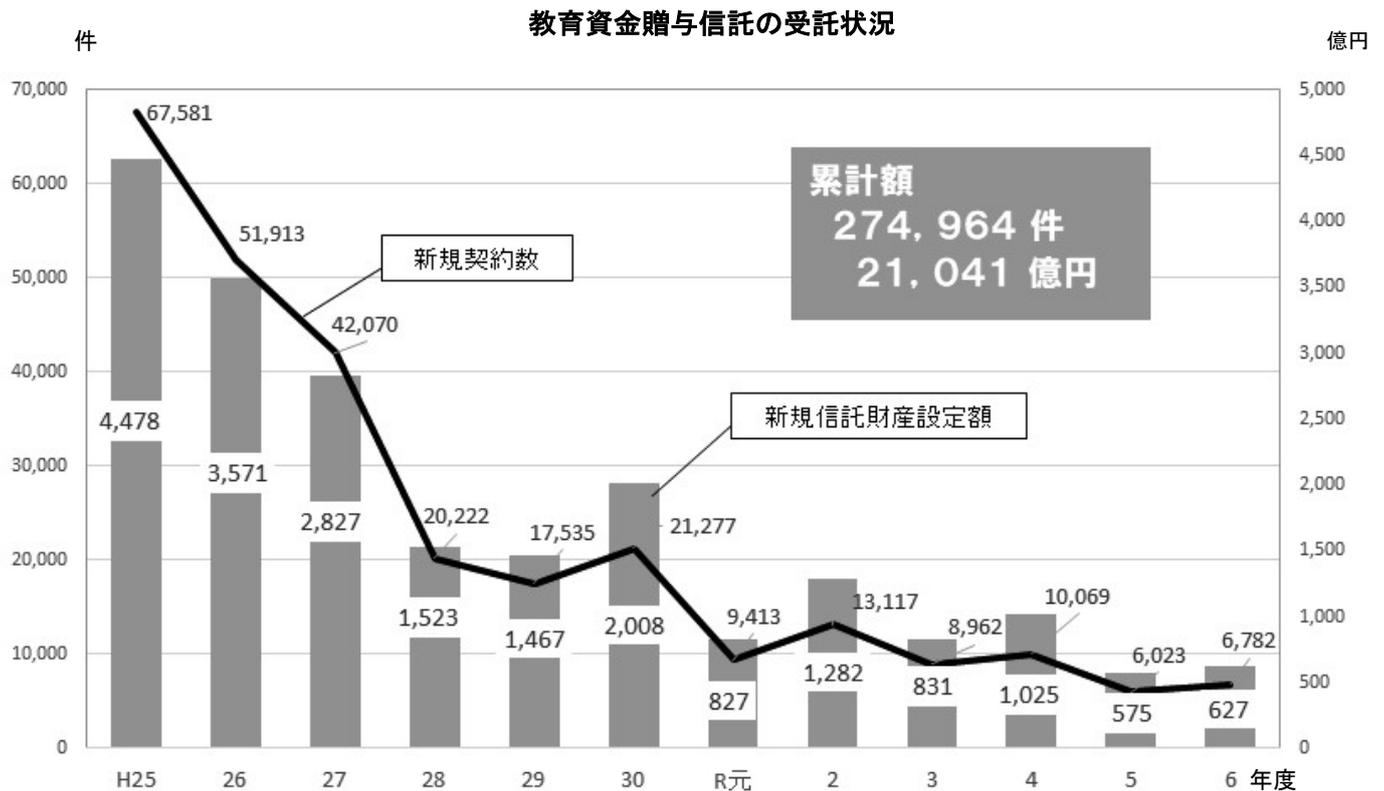
（注2）上記②の改正は、適用開始日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の取引について適用する。

【資産課税】

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を延長せずに終了することとし、同日までに拠出された金銭等については、引き続き本措置を適用できる。

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税になる信託。贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られている。



	平成25年度 制度創設	令和元年度改正	令和3年度改正	令和5年度改正
受贈者の 所得要件	なし	前年の合計所得金額が 1,000万円以下	同左	同左
贈与者 死亡時	相続税の課税 対象とはなら ない	贈与から3年以内であ れば、原則として、残高 は相続税の課税対象に (※1)	贈与からの年数に関 わらず、原則として、 残高は相続税の課税 対象に(※1)	原則として、残高は相続税 の課税対象(※1)。相続税 の課税価格が5億円超の 場合は残高が課税対象に
相続税額の 2割加算	—	対象とはならない	対象になる	同左
30歳到達時	課税なし	原則として、使い残し があれば贈与税を課税 (在学中は40歳まで延長可)	使い残しがあれば贈 与税を課税(18歳以上 は特別税率を使用)	使い残しがあれば贈与税 を課税(年齢にかかわらず一 般税率を使用)
対象期間	平成25年4月 1日～平成31 年3月31日	平成31年4月1日～令 和3年3月31日	令和3年4月1日～令 和5年3月31日	令和5年4月1日～令和8 年3月31日

※1 イ 23歳未満である場合、ロ 学校等に在学している場合、ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は除く。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度（法人版事業承継税制）

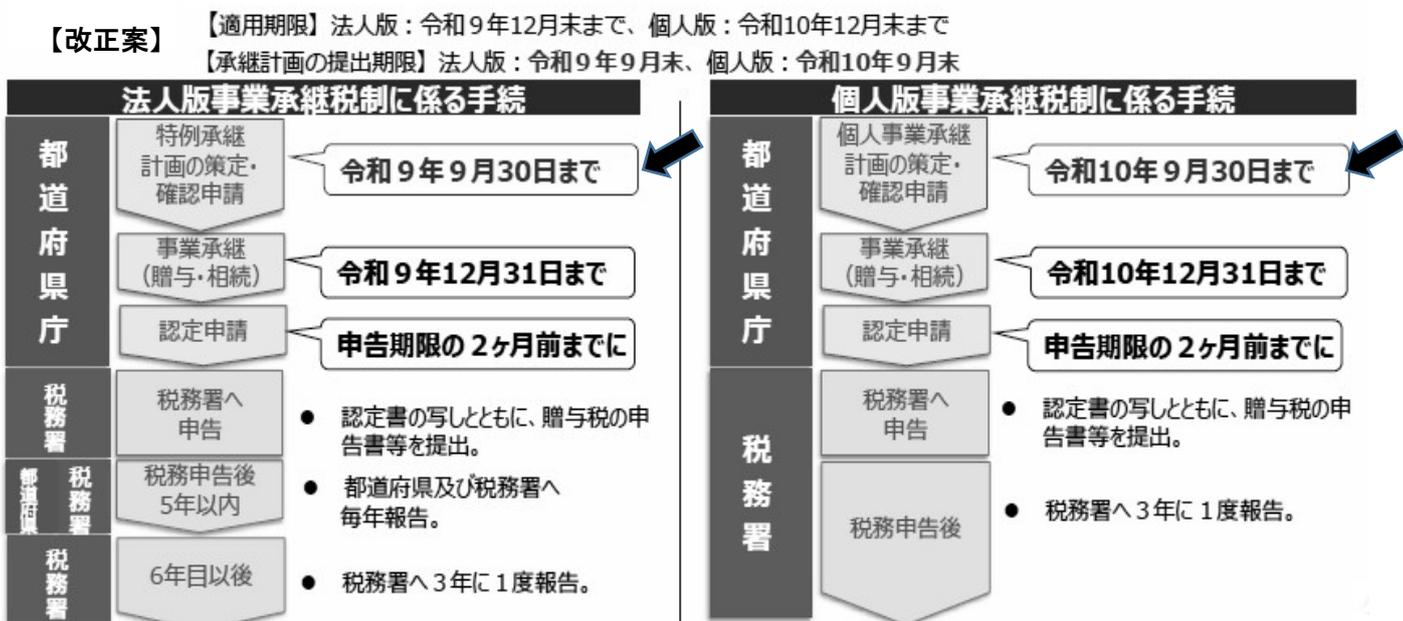
特例承継計画の提出期限を1年6月延長する。

※適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。

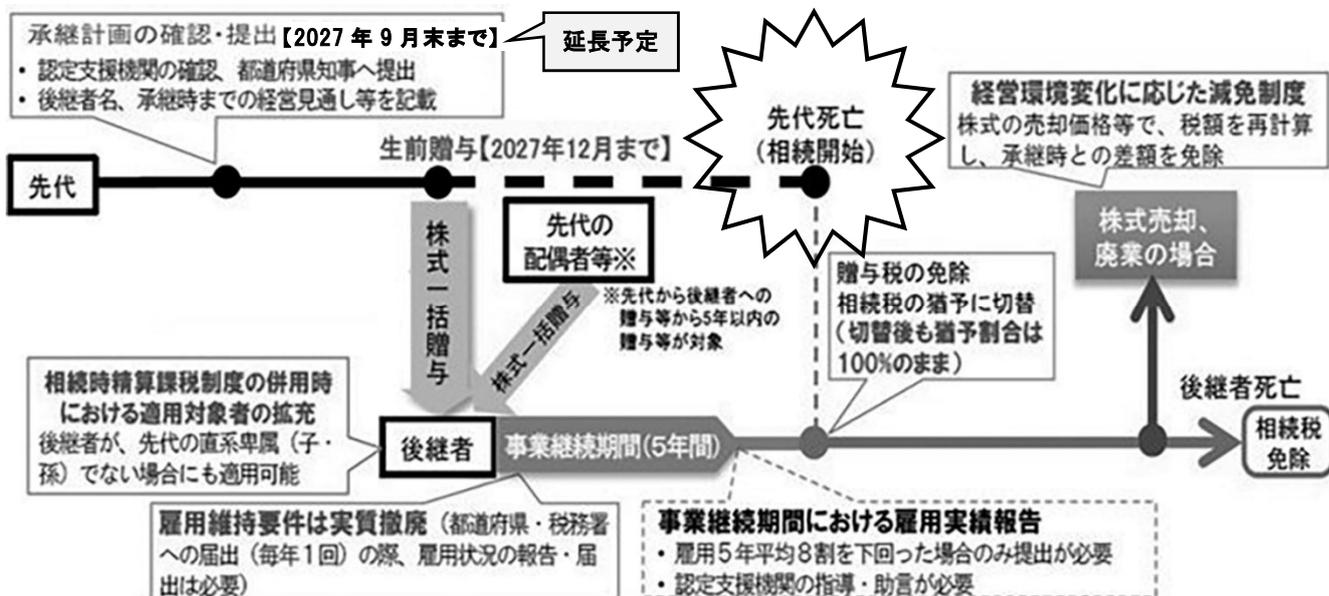
3. 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）

個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。平成30年度に10年間限定の特例措置を創設し、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。
- 個人版事業承継税制は、平成31年度に10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置を新設。



事業承継税制（特例措置）を活用した自社株式の承継のモデルケース



4. 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等

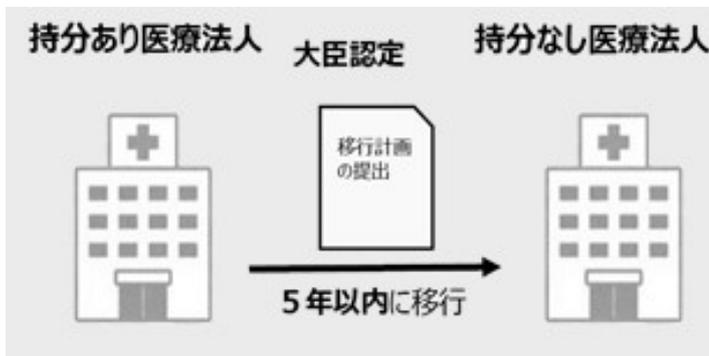
- ① 適用期限を3年延長する。
- ② 医療法人の移行計画の認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあつては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、本制度を適用する。

(注) 上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に加入していない者をいう。

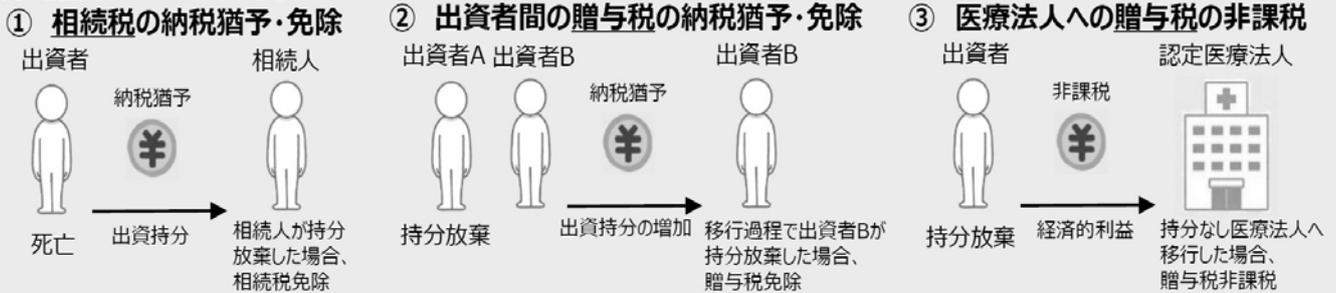
【制度の内容】

平成26年度の医療法改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置が導入された。更に、平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入された。

令和5年度改正により、当該措置が令和8年12月末まで（改正前：令和5年9月末まで）延長された。また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができずに、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、移行期限を5年以内に緩和された。



【認定医療法人のメリット】



5. 相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

- ① 被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

- ② 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。

(注) 上記の課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。

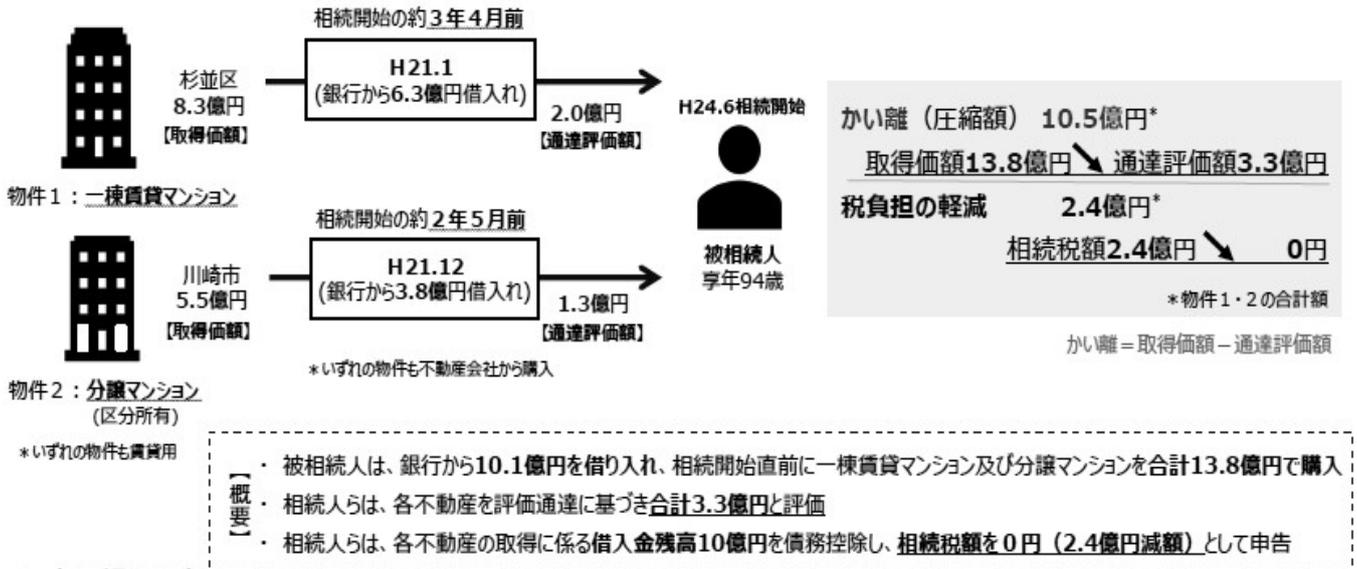
(注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。ただし、上記①の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る。)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む。)には適用しない。

事例①賃貸用物件（令和4年4月19日最高裁判決）

「課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。」

「もっとも、……相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である。」

● 事案の概要



○ 各価額の比較

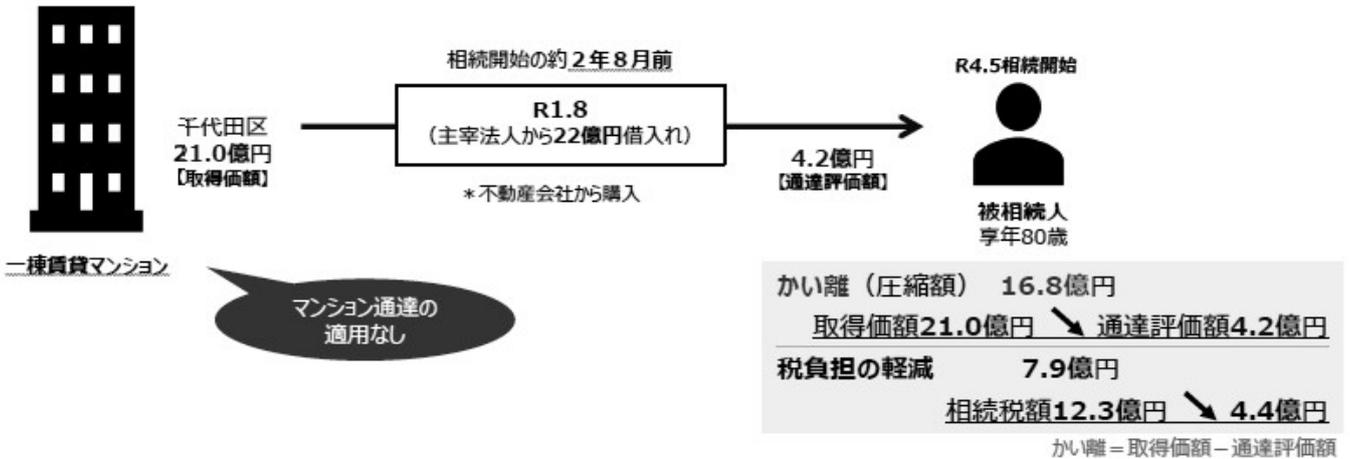
物件	種類	構造等	取得日	① 取得価額	② 通達評価額	③ 鑑定評価額	かい離額 (①-②)	かい離率	
								取得/通達 (①/②)	取得/鑑定 (①/③)
1	共同住宅・店舗	RC 8階	H21.1.30	8.3億円	2.0億円	7.5億円	6.3億円	4.18倍	1.11倍
2	居宅 (区分所有)	RC 7階	H21.12.25	5.5億円	1.3億円	5.1億円	4.2億円	4.11倍	1.06倍

* この事例等を契機として、マンション通達（R5.9.28付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達））を新設

（出典：内閣府「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合（令和7年年11月13日）」
 国税庁説明資料（財産評価を巡る諸問題）より 以下、次ページも同じ。

事例② (相続開始の直前に一棟賃貸マンションの駆け込み取得を行ったケース)

● 事案の概要



【概要】

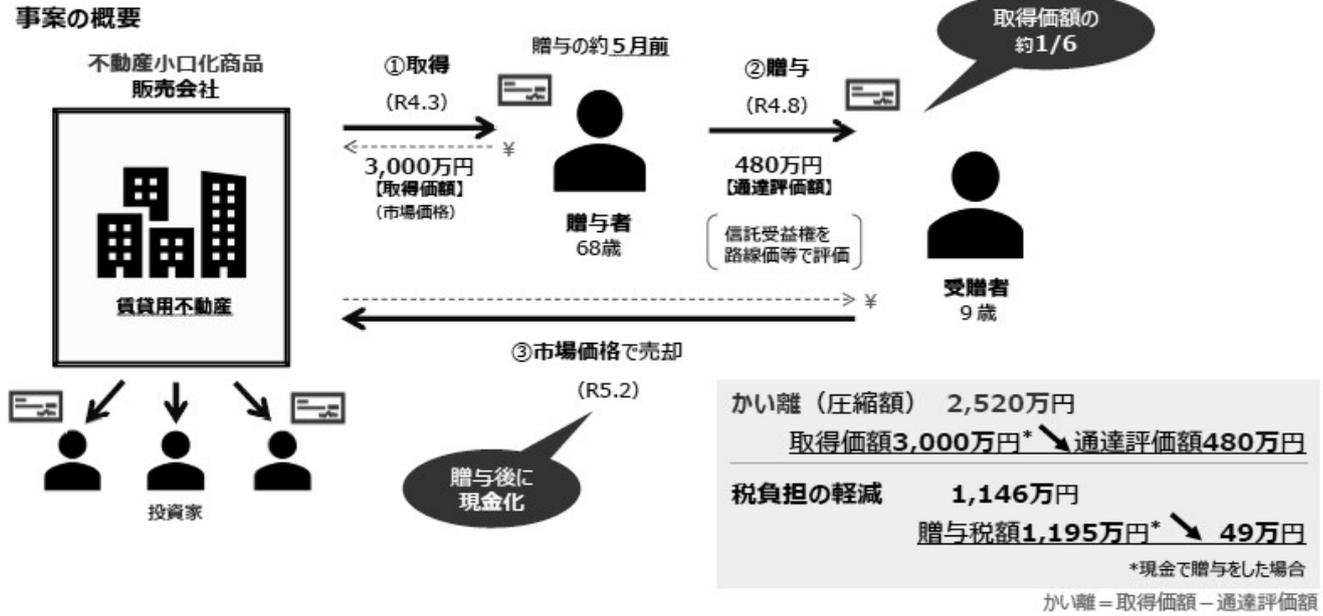
- ・ 被相続人は、相続開始の約2年8か月前に主宰法人から22億円を借り入れて、一棟賃貸マンションを21億円で購入
- ・ 相続人は、その賃貸用マンションを評価通達に基づき4.2億円と評価
- ・ 相続人は、借入金残高22億円を債務控除し、相続税額を4.4億円(7.9億円減額)として申告

○ 各価額の比較

種類	構造等	取得日	① 取得価額	② 通達評価額	③ 鑑定評価額	かい離額 (①-②)	かい離額 (③-②)	かい離率	
								取得/通達 (①/②)	取得/鑑定 (①/③)
共同住宅	RC11階	R1.8.8	21.0億円	4.2億円	18.5億円	16.8億円	14.3億円	4.99倍	1.13倍

事例③ 不動産小口化商品の贈与により相続税対策を行ったケース

● 事案の概要



【概要】

- ・ 贈与者は、甲社(販売会社)から不動産小口化商品(信託受益権)を3,000万円で購入
- ・ 贈与者は、受贈者にその信託受益権を贈与
- ・ 受贈者は、その信託受益権を評価通達に基づき480万円と評価(贈与税額を1,146万円減額)
- ・ 受贈者は、その信託受益権を甲社に売却(この売却時、取得価額とほぼ同額で現金化)

【法人課税】

1. 特定生産性向上設備等促進税制（大胆な投資促進税制）の創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設する。

対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） ・投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額 ・ROI水準：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） 控除上限：法人税額の20% ・事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2. 賃上げ促進税制の見直し

物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。

（全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。）

【改正案】

【現行】

企業規模	【改正案】				【現行】					
	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
中堅企業※1	+4%	10%	フチナくるみ or えるほし二段階目以上	5% 上乗せ	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	フチナくるみ or えるほし二段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%			+4%	25%				
	+6%	25%								
中小企業※2	+1.5%	15%	くるみ or えるほし二段階目以上	5% 上乗せ	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみ or えるほし二段階目以上	5% 上乗せ
	+2.5%	30%			+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。

ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

中小企業者等の減価償却資産に係る事務負担の軽減を図る観点から、中小企業者等が少額減価償却資産を取得した場合、取得時に取得価額の全額を損金算入可能とする特例が設けられている。取得価額の基準を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる等の見直しを行い、適用期限を3年延長（所得税についても同様）。

【現行】

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ⇒	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計 300万円 まで
すべての企業 ⇒	20万円未満 (注)	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則 ※2

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

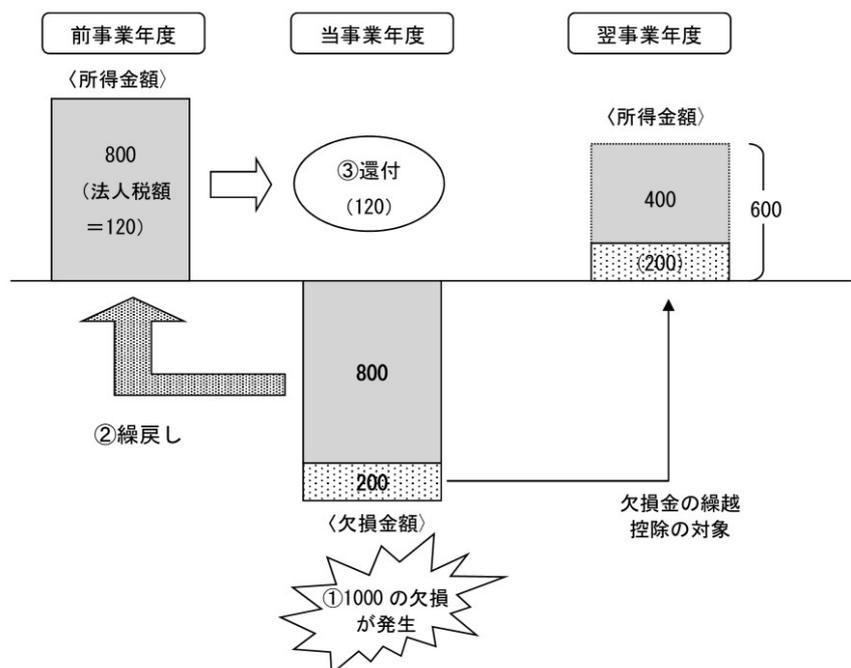
※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産が除かれる。

※3 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象となる。

4. 中小企業等以外の欠損金等以外の欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長

中小企業等以外の法人の欠損金の繰戻し還付措置は平成4年度から適用停止中であるが、この不適用措置について、適用期限を2年延長するとともに、対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長する。

【参考】「欠損金の繰戻し還付措置」の仕組み



3. 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。

【消費課税】

■ 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

インボイス制度について、中小企業・小規模事業者等から経理上の事務負担や消費税負担に係る声が未だに寄せられている状況を踏まえ、経過措置について以下の見直しを行った上で適用期限を延長する。

1. 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間（免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る。）については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとする。

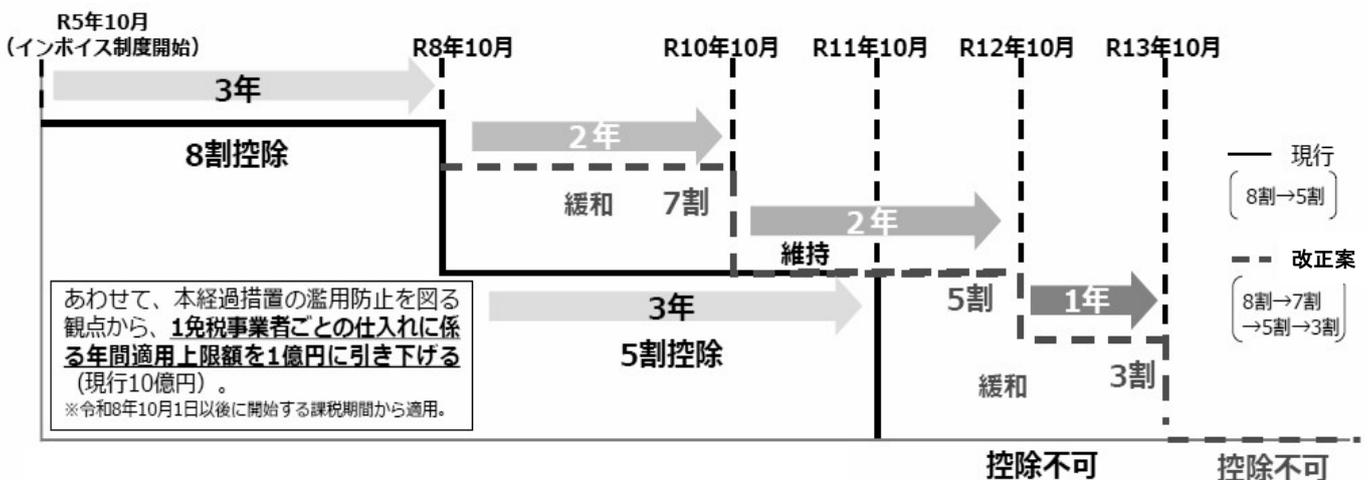
（注）現行の適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けた適格請求書発行事業者についても上記と同様の措置を講ずることとし、令和8年10月1日以後に終了する課税期間からこの措置を適用できることとする。



2. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

① 適用期限を2年延長し、本経過措置における控除可能割合について、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。

イ	令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
ロ	令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
ハ	令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%



② 一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（現行：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととする。

（注）上記の改正は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

2. 保険税務と周辺知識の最新情報

一時所得には特別控除（50万円）と2分の1課税の特典がある

1. 数年間にわたり支払を受ける保険金（国税庁質疑応答事例より）

【照会要旨】

次のような内容の「こども保険」に加入しています。このこども保険においては、契約上、被保険者が一定の年齢に達した場合、教育資金又は満期保険金が支払われることとされています。

このこども保険における教育資金及び満期保険金に係る所得区分はどのように取り扱われますか。

[こども保険の概要]

- 保険契約者及び保険金受取人：本人
- 被保険者：長男
- 払込期間：被保険者が2歳から15歳までの期間
- 教育資金：被保険者が満16歳、17歳、18歳及び19歳到達時にそれぞれ10万円
- 満期保険金：被保険者が満20歳のときに10万円

【回答要旨】

照会の教育資金及び満期保険金に係る所得は、いずれも雑所得に該当します。

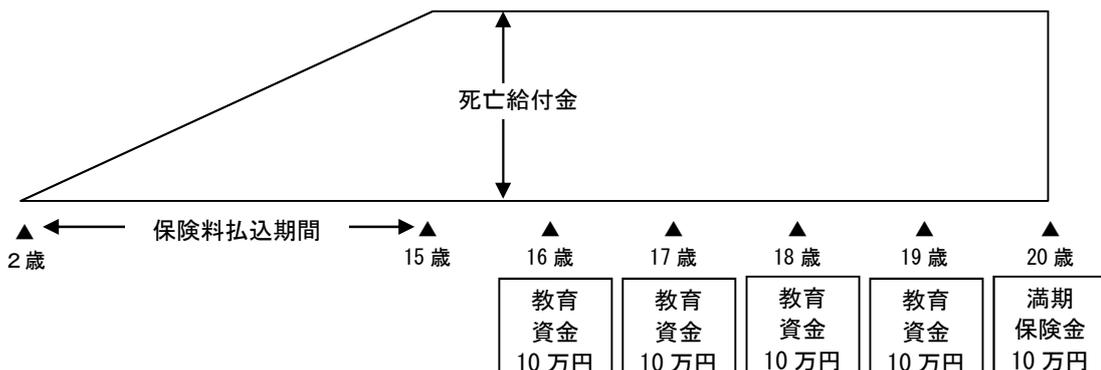
照会のこども保険においては、契約に基づき5年間にわたって毎年10万円の教育資金又は満期保険金のいずれかが支払われることとされています。

このように、あらかじめ定められた期間に、連年、教育資金又は満期保険金という形で定額の給付金の支払が行われていることからすれば、これらの教育資金及び満期保険金については、臨時・偶発的に生ずる所得というよりも継続的に生ずる所得として、いずれも雑所得に該当します。

（注）教育資金又は満期保険金の額から、それぞれに対応する保険料の額を控除した金額が雑所得の金額となります。

【計算例】被保険者2歳～15歳の払込保険料総額を335,000円とすると、雑所得の金額は、

$$10\text{万円} - 10\text{万円} \times \frac{\text{払込保険料総額 } 335,000\text{円}}{\text{教育資金等受取総額 } 500,000\text{円}} = 33,000\text{円}$$

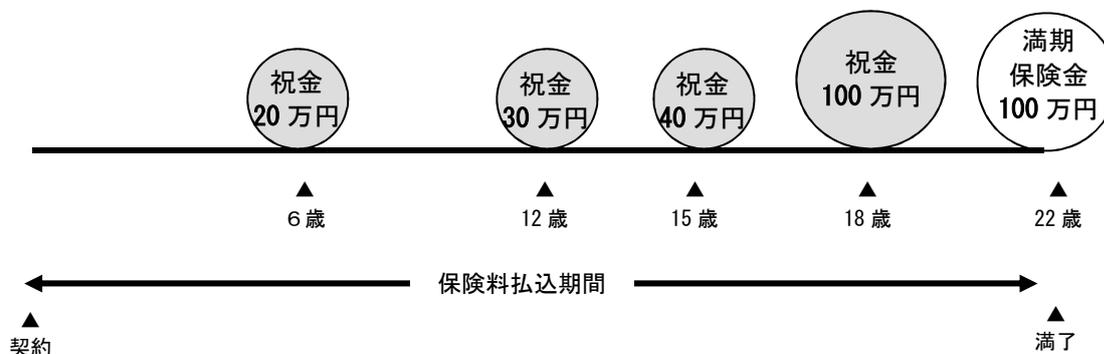


■生存給付金、祝金の税務の考え方

【例】こども保険

契約者(親)、被保険者(子)がともに生存しているとき、契約者に祝金を支払う。

小学校入学祝金(6歳)20万円、中学校入学祝金(12歳)30万円、高校入学祝金(15歳)40万円、
大学入学祝金(18歳)100万円、満期保険金(22歳)



契約者が受け取る祝金および満期保険金は一時所得となる。

課税所得の計算の計算方法は次のとおり。

$$\text{一時所得の金額} = \text{祝金} - \underbrace{(\text{既払保険料} - \text{それまでに収入を得るために支出した金額に算入した金額})}_{\text{祝金の額が限度となる}} - \text{特別控除額 50万円} ※$$

※一時所得の特別控除額は50万円であるが、収入金額から収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合は、その残額相当額が限度となる。

つまり、祝金の累計額が払込保険料累計額を超えない限り、課税所得はない。

《参考》生存給付金や祝金の支払間隔が短い場合は？

所得税法第34条に定められている一時所得とは、あくまでも一時に所得されるものであり、継続性のある所得はこれに該当しない。そこで、「生存給付金の支払間隔が1回でも3年未満のものがある契約については、すべて雑所得とする。ただし、生存給付金と満期保険金に相当な差がある場合には、満期直前の生存給付金支払時期と満期時との期間が3年未満であっても、満期保険金は一時所得とする」というのが当局の考え方。

●一時所得

所得税法第34条 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

- 2 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。
- 3 前項に規定する一時所得の特別控除額は、50万円（同項に規定する残額が50万円に満たない場合には、当該残額）とする。

●生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等

所得税法施行令第183条第2項

- 2 生命保険契約等に基づく一時金（法第31条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。
 - 一 当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。
 - 二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（……カッコ内略……）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。
……以下略……

●所得税法施行令第183条第4項（平23・6・30改正）

- 4 第一項及び第二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。
 - 三 事業を営む個人又は法人が当該個人のその事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）

●生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る所得金額の計算上控除する保険料等（平24・2・10改正）

所得税基本通達 34-4

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額（令第183条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの。）には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。

- (1) その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- (2) 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

(注)1 使用者が支出した保険料又は掛金で36—32により給与等として課税されなかったものの額は、上記(2)に含まれる。

- 2 相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなされる一時金又は満期返戻金等に係る部分の金額は、上記(2)に含まれない。

2 振替貸付金の清算後に取得する満期保険金等

Q この12月に養老保険の満期を迎え、満期保険金と配当金を合わせた560万円を受け取ることになっています。来春に確定申告をしますが、支払保険料500万円のうち振替貸付が200万円あり、その支払利息が30万円であったことから、実際に受け取った金額は330万円（560万円－200万円－30万円）でした。この場合、一時所得の金額の計算上、総収入金額はいくらになるのでしょうか。また、総収入金額から差し引ける「その収入を得るために支出した金額」に支払利息を含めていいのでしょうか。

A 契約者（保険料負担者）が満期保険金受取人の契約形態において取得する満期保険金等は、所得税および住民税の一時所得の収入金額として取り扱われます。

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を差し引き、さらにその残額から一時所得の特別控除額50万円（残額が50万円に満たない場合は残額）を控除した金額とされています。そして、総所得金額の計算の際には、この一時所得の金額の2分の1を算入することになっています。この一時所得の特典は生命保険販売の際にもメリットとしてよく使われています。

一時所得とされる保険金等の総収入金額には保険金のほかにその保険金とともにまたその保険金の支払を受けた後に支払いを受ける配当金や配当で買い増しされた増加保険金も含まれます。振替貸付や契約者貸付があった場合には、本来の満期保険金等の額からこれを清算した残額が受取人に支払われます。

しかし、この清算は、保険会社が便宜上行っているもので、本来は保険会社が満期保険金等を受取人（契約者）に支払い、受取人は改めて借り入れた振替貸付金等を返済すべきものです。つまり、満期保険金等の収入の発生と借入金の返済は別であると考えべきものです。したがって、一時所得にかかる収入金額は、清算される前の満期保険金と配当金との合計560万円ということになります。

一方、一時所得の収入金額から必要経費として差し引ける「その収入を得るために支出した金額」は、その収入を生じた行為をするために、またはその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られることになっています。これを一時所得の対象となる生命保険の満期保険金に当てはめた場合、それまでに払い込んだ支払保険料（すでに受けている剰余金の分配や割戻金の額は差し引いく）ということになります。

しかし、ご質問者が悩んでいるのは、支払保険料そのものではなく、保険料支払いのために行った振替貸付による支払利息が一時所得計算上の「収入を得るために支出した金額」となるのかどうかということです。

これについては、以前は、この利息分について控除の対象とされていませんでした。しかし、平成10年分の確定申告を前に、国税庁所得税課審理係長（当時）が税務専門誌の中で次のように述べ、明らかになりました（平成11年2月8日付「国税速報」：国税庁所得税課審理係長・山内武彦氏）。

『収入を得るために支出した金額』には、収入を得るために支出した金額のほか、それに直接関連して支出したと認められる金額も含まれるものと解される。生命保険会社の振替貸付による保険料は、『収入を得るために支出した金額』に該当するものであり、その振替貸付に係る支払利息は、生命保険会社の振替貸付による保険料に関連して生じたものであるから、『収入を得るために支出した金額』に該当するものと認められる

こうしたことから、ご質問者の場合も、振替貸付に係る支払利息30万円を受け取った満期保険金を得るために支出した金額として取り扱ってよいこととなります。したがって、ご質問者が受け取った満期保険金等

560万円について控除できる金額は、支払保険料500万円と振替貸付に係る支払利息30万円とを合わせた530万円となります。

次の契約の満期保険金を受け取った。満期保険金の一時所得の金額の計算はどのように行うか？

- 契約形態：契約者（保険料負担者）＝被保険者＝満期保険金受取人
- 養老保険（保険期間20年）
- 支払保険料：500万円（うち振替貸付による支払200万円）
- 振替貸付による支払利息：30万円
- 満期保険金等の額：560万円
- 受取金額：330万円（560万円－200万円－30万円）

■回答

1. 一時所得の総収入金額

560万円

実際に受け取った額は330万円だが、振替貸付200万円とその支払利息30万円は満期時に満期保険金から返済（精算）したものであり、収入金額としては560万円となる。

2. 収入を得るために支出した金額

所得税法施行令第183条においては、生命保険等の満期保険金に係る一時所得の金額の計算は、これまで支払った保険料の額とされている。しかし、これまで支払った保険料の額以外に「収入を得るために支出した金額」ある場合は、その金額を満期保険金から控除できると解するのが相当とされる。生命保険会社からの振替貸付に係る支払利息はこれに該当するとされる。したがって、収入を得るために支出した金額は次のようになる。

（支払保険料500万円）＋（振替貸付に対する支払利息30万円）＝530万円

3. 一時所得の金額

560万円－530万円－30万円（特別控除額（最高50万円だが、残額が30万円のため））＝0万円※

※一時所得の金額が発生する場合、総所得金額に算入する金額は、一時所得の金額の2分の1となる。

ところで、今回は生命保険会社からの振替貸付であったわけですが、生命保険会社以外の金融機関から借りたお金で生命保険に加入した場合のその支払利息はどのようなのでしょうか。

これに関しても、同係長は、生命保険会社の振替貸付に係る支払利息のほかに、「金融機関からの借入金をもって、明らかに生命保険契約等に基づく一時金に係る保険料等の支払いに充てられていると認められるものに係る支払利息も同様に取り扱うことができる」としています。つまり、その借入れが明らかに生命保険加入のためのものであることが前提となってきます。

一時所得の金額の計算上、生命保険契約の契約者貸付けによる借入金に係る利息を控除することができないとした裁判事例（令6.8.23 東裁（所）令6-20）

（令和2年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分・棄却）

《裁判のポイント》

本事例は、生命保険契約の契約者貸付けによる借入金に係る利息が、当該保険契約に係る解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第34条第2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれないとしたものである。

《要旨》

請求人は、生命保険契約（本件保険契約）に係る契約者貸付け（本件契約者貸付け）による借入金（本件借入金）に係る利息（本件利息）は、請求人が受領した本件保険契約に基づく解約返戻金（本件解約返戻金）と相殺されたことなどから、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第34条《一時所得》第2項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれる旨主張する。

しかしながら、本件利息が同項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれるというためには、本件保険契約に係る保険料の支払に本件借入金が充てられたものであることが必要であるところ、請求人は、本件契約者貸付けを利用する前に本件保険契約に係る保険料を完納しており、本件借入金が本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていないことは明らかであるから、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、同項に規定するその収入を得るために支出した金額に含まれない。

■基礎事実

イ 生命保険契約の締結について

K社は、平成18年10月1日、次の内容の生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。保険料の払込み及び保険金又は解約返戻金の支払などの金銭は、米国ドルで行われた。

- A 保険種類：積立利率変動型終身保険
- B 保険契約者及び死亡保険金受取人：K社
- C 被保険者：請求人
- D 保険金額：〇〇〇〇米国ドル
- E 保険期間：終身
- F 保険料及びその払込方法：5年間の年払形式で各年〇〇〇〇米国ドル
- G 積立利率：年〇%が最低保証

平成20年2月20日に、契約者を請求人に、死亡保険金受取人を請求人の子らに変更。保険料は、平成18年9月28日ないし平成22年9月30日の5年間において支払われた。

ロ 契約者貸付けについて

平成23年8月19日、契約者貸付けを受けた。
平成28年4月11日、平成31年1月29日に契約者貸付金の一部を返済した。

ハ 生命保険契約の解約について

令和2年3月17日に保険契約を解約した。

保険会社は、令和2年3月23日に解約返戻金から、借入金（返済した金額を除く。）及び利息の総額を差し引いた金額を支払った。

■争点についての主張

原処分庁	請求人
<p>(1) 所得税法第 34 条第 2 項が、「その収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）」と規定している趣旨は、一時所得に係る支出には、収入が得られたときはその控除項目としての意味を持つと同時に、一種の消費支出としての側面があることから、収入を生じた行為又は原因ごとに直接要した金額について個別対応的に計算し、その反面、収入を生じない行為又は原因に係る支出は控除項目から除外することにあると解される。</p> <p>(2) 本件解約返戻金は、本件保険契約に基づき支払われたのに対し、本件借入金は、本件保険契約とは別個の保険貸付申込書に基づき、請求人指定の銀行預金口座に支払われている。</p> <p>また、本件契約者貸付けは、本件保険契約の解約又は締結に伴い必ずしも必要となるものではなく、本件契約者貸付けを利用するか否かは保険契約者の意思に委ねられており、支払を受けた本件借入金の使途についても特段定められていない。</p> <p>そして、請求人は資金を必要としたとして本件契約者貸付けを申し込み、支払を受けた本件借入金を証券会社の口座に入金している。</p> <p>以上からすれば、本件借入金は、本件保険契約とは別個独立の本件契約者貸付けにより発生した債務であると認められ、本件借入金に起因して発生した債務である本件利息は、本件解約返戻金に係る収入を生じた行為又は原因の発生、すなわち、本件保険契約の解約又は締結と直接の関連性を有しない。</p> <p>なお、本件解約返戻金から本件借入金及び本件利息が差し引かれたのは、本件借入金の弁済方法として、解約返戻金の請求権が具体化した時に、当該請求権と未返済部分の貸付金返還請求権の相殺によるとされているためである。</p>	<p>(1) 左欄(1)の解釈に異論はないが、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」には、その支出がネット・インカムの算出上控除することが条理上当然であるものとして、その支出が事実上拒絶し難いようなものが含まれるものとして取り扱われていること（所得税基本通達 34-3 《一時所得の収入を得るために支出した金額》参照）からすると、実態として収入が実現していると言い難いような部分に係る支出についても、社会通念上、これに含まれる。</p> <p>(2) 本件借入金は、形式的には本件解約返戻金とは別個独立の債務であるものの、本件においては、結果として約〇〇〇〇米ドルの収支損失となっているほか、次のような事情があることからすれば、本件利息は、実態として収入が実現しているとは言い難いような部分に係る支出として、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれる。</p> <p>イ 本件借入金は、本件保険契約に付随する本件契約者貸付けによるものであるところ、本件契約者貸付けに係る契約は、同一の保険商品パッケージとして本件保険契約に包含される契約であること。</p> <p>ロ 本件借入金は、本件解約返戻金の原資となる積立金及びその運用益（以下「本件運用益」といい、当該積立金と併せて「本件積立金等」という。）を原資としているところ、本件積立金等（請求人が有する解約返戻金請求権）と本件借入金及び本件利息は、いずれも請求人と本件保険会社間における債権債務であるから、本件運用益と本件利息は相殺関係にあること。</p> <p>ハ 本件積立金等は、解約時又は死亡保険給付時まで本件保険会社に占有されていることからすると、本件解約返戻金は、本件契約者貸付けがされた当初から、本件借入金及び本件利息と相殺されることが予定されていたのであるから、両者が相殺されることは事実上拒絶し難い事実であり、また、両者は事実上不可分の関係にあったといえること。</p> <p>ニ 上記ハのとおり相殺が予定されていることに加え、本件借入金は、本件保険契約に係る保険料の支払が完了した後、すぐに貸付可能限度額の上限額を借り入れたものであるところ、その実態は本件積立金等の払戻しであり、加えて、本件運用益の大半と本件利息が同じ時期に発生していることからすると、本件運用益は、本件契約者貸付けがされた時点で実態として利益が実現していないこと。</p> <p>ホ 請求人が本件契約者貸付けを利用したこと（本件利息の発生）で本件保険契約は失効せず、その後も本件運用益が生じたこと。</p>

(3) 以上のとおりであるから、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれない。

(3) 以上のとおりであるから、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれる。

■審判所の判断

(2) 認定事実

イ 請求人は、平成 23 年 8 月に本件契約者貸付けによる借入れを受けた後、本件保険契約の解約に至るまでの間、本件保険契約に係る保険料を追加で支払うことはなかった。

ロ 請求人は、平成 23 年当時、資金を必要としていたことから、本件保険会社の担当者に本件保険契約の解約を含めて相談したところ、同担当者に強く勧められて、本件保険契約を解約することに代えて本件契約者貸付けによる資金調達を行った。

ハ 本件約款においては、本件契約者貸付けを利用するに当たり、貸付資金の用途について特に制限は設けられていない。

ニ 請求人は、本件借入金を請求人の運用資金の一部に繰り入れ、金融商品への投資や貸付け等に利用した。

(3) 当てはめ

本件における一時所得の金額に係る総収入金額は本件解約返戻金の額であり、本件解約返戻金は本件保険契約に係る保険料の支払（本件支払保険料）により生じたものである。他方、本件利息はその元本たる本件借入金の使用の対価であるところ、本件契約者貸付けを利用するか否かは請求人の任意であり、本件解約返戻金を得るために本件利息の支払が不可避であったものではない。そうすると、本件利息が所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれるというためには、「収入を生じた行為又は原因」である本件保険契約に基づく保険料の支払に本件借入金が充てられたものであることが必要であり、その充てられた範囲において、個別対応的に計算することとなる。

この点、本件保険契約に係る保険料が最後に払い込まれたのは平成 22 年 9 月であるところ、本件契約者貸付けがされたのは、その後である平成 23 年 8 月であり、また、同月以降、本件保険契約の解約に至るまでの間、請求人は本件保険契約に係る保険料の支払をしていないことからすると、本件借入金が本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていないことは明らかである。

したがって、本件利息は、本件解約返戻金に係る一時所得の金額の計算上、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に含まれない。

(4) 請求人の主張について

請求人は、「請求人」欄の(1)及び(2)のとおり、所得税法第 34 条第 2 項の「その収入を得るために支出した金額」には、ネット・インカム の算出上控除することが条理上当然であるものとして、その支出が事実上拒絶し難いような場合の支出も含まれるところ、本件においては、

- ①結果として約〇〇〇〇米ドルの収支損失となっている
- ②本件契約者貸付けに係る契約は本件保険契約に包含される契約であること
- ③同一当事者間の債権債務であるから本件運用益と本件利息は相殺関係にあること
- ④本件解約返戻金と本件借入金及び本件利息は本件契約者貸付けの当初から相殺が予定されているから、当

該相殺は事実上拒絶し難い事実であり、また、両者は事実上不可分の関係にあったこと

⑤本件借入金の実態は本件積立金等の払戻しであり、加えて、本件運用益の大半と本件利息が同じ時期に発生していることからすると、本件運用益は実態として利益が実現していないこと

⑥本件契約者貸付けを利用したことで本件保険契約は失効せず本件運用益が生じたこと

以上の各事情からすれば、本件利息についても実態として収入が実現しているとは言い難いような部分に係る支出であるから、条理上「その収入を得るために支出した金額」に含まれる旨主張する。

まず、上記②の主張についてみると、本件解約返戻金を得るために本件利息の支払が不可避なものでなかったこと及び本件利息の原因である本件借入金が本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていなかったことは、本件契約者貸付けが本件約款に基づくものであっても変わるものではないから、請求人の主張には理由がない。

また、上記③及び④の主張については、本件保険会社が、本件解約返戻金から本件利息を差し引いた（相殺した）残額を請求人へ支払ったのは、本件約款第 32 条第 6 項の定めに基づいたものであるところ、当該定めは、契約者貸付けに係る金員の返済がされないまま保険契約の解約等があった場合の事後的な精算方法を定めたものにすぎない。すなわち、本件約款第 32 条第 6 項では、契約者貸付けに係る元利金の返済はいつでも任意であることができるとされているのであるから、本件借入金及び本件利息と本件解約返戻金が相殺されたのは、請求人が本件借入金及び本件利息を任意で返済していなかったことが原因であり、本件約款において当然に解約返戻金と契約者貸付けに係る元利金が相殺されることが予定されているとはいえない。

そうすると、本件借入金及び本件利息と本件解約返戻金が事実上不可分の関係にあったとか、本件解約返戻金と本件借入金及び本件利息の相殺が事実上拒絶し難いという請求人の主張はいずれもその前提を欠くものである。

そして、上記①の損失が生じた旨の主張についても、請求人が主張する損失が生じたのは、請求人が本件借入金及び本件利息を任意に返済していなかった結果にすぎず、本件利息の原因である本件借入金が本件保険契約に係る保険料の支払に充てられていなかった以上、当該損失が生じたことをもって本件利息が「その収入を得るために支出した金額」に含まれることとはならないことは上記(3)のとおりである。

さらに、上記⑤の主張について、本件保険会社は、本件契約者貸付けがなされた以後も、積立利率による積立金の運用を保証しており、本件積立金等が増え続けていたのであるから、本件借入金が本件積立金等の払戻しであるとはいえず、本件運用益が実現していないともいえない。この点、請求人が主張するように、本件運用益と本件利息の発生時期の多くが重なっているとしても、それは、請求人が本件借入金及び本件利息を任意に返済していなかった結果にすぎず、本件運用益と本件利息の発生時期が重なっていることをもって、本件運用益が実現していないとはいえないことは明らかである。

最後に、上記⑥の主張について、上記の理由に加え、請求人は、本件契約者貸付けを資金調達手段として利用し、用途に制限が設けられていない本件借入金をほかの金融商品への投資等に充てていることからすると、本件利息は当該投資等に係る費用になり得る余地はあるとしても、本件保険契約を失効させずに本件解約返戻金を得るために支出したものとはいえない。

したがって、請求人の主張にはいずれも理由がない。

3. 保険税務の特徴を活用すると（みなし贈与）——一時払終身保険の活用——

1. 生命保険金の非課税金額を確実に使う

預金等にはない、生命保険にのみ認められた特典 500万円×法定相続人の数

2. 贈与を確実に実行するために

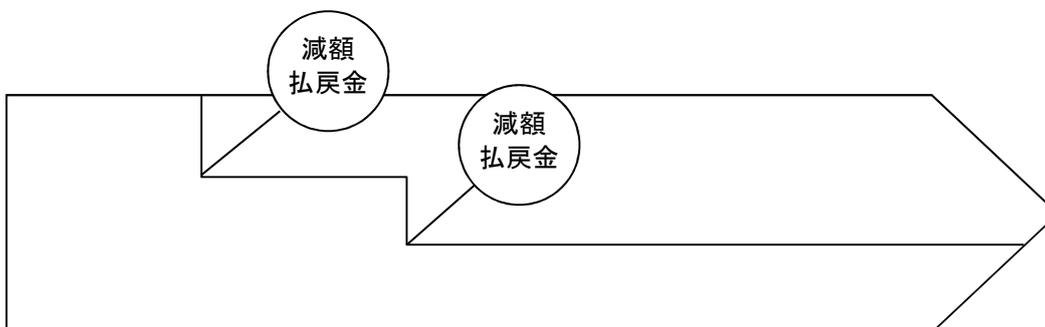
例えば…

- 契約者（保険料負担者）を祖父、被保険者を子や孫、祖父とする終身保険を契約
- 途中で、契約者を子や孫に変更すると…

保険料負担者＝祖父、契約者＝子や孫、被保険者＝子、孫、祖父

- 契約者である子や孫が解約（減額）すると…

解約返戻金額が保険料負担者である祖父から契約者である子や孫への贈与となる



- 保険料負担者である祖父が亡くなると…

《契約者＝孫、被保険者＝子（≠祖父）の場合》

契約者である孫が、生命保険契約に関する権利を遺贈により取得したものとみなして生命保険契約に関する権利が祖父の相続税の課税対象に（2割加算）

（その時点の解約返戻金相当額で評価）

※それ以後は、この生命保険契約の保険料負担者は孫であるものとして取り扱う。

子の死亡により孫が死亡保険金を取得した場合は、孫の一時所得となる。

祖父が負担した保険料は、収入を得るために支出した金額として控除できる。

※孫が解約返戻金を受け取った場合も同様。

**《参考》社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための
国民年金法等の一部を改正する法律案の概要**

（令和7年5月16日国会提出、5月30日衆院可決）

1. 公的年金制度の見直し

(1) 被用者保険の適用拡大等

- ①短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ②常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。
※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

(2) 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を51万円から65万円に引き上げる。

(3) 遺族年金の見直し

- ①遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。
これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。
 - ②子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。
- (4) 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ**
標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる

2. 私的年金制度の見直し

- ①個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ②企業年金の運用の見える化（情報開示）として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

3. その他

- ①障害厚生年金、遺族厚生年金、老齢基礎年金にも子に係る加算を創設し、加算金額を手厚くする。
（現行）第2子まで234,800円、第3子以降78,300円⇒（見直し後）一律281,700円
※現在の受給者を含む
- ②年下の配偶者の加給年金の見直し
（現行）408,100円⇒（見直し後）367,200円
※将来の受給者のみ。現在の受給者の加算額は維持

4. 確定拠出年金の拠出限度額の拡充（2026年12月1日施行）

2025年12月に関連政令が相次いで公布され、確定拠出年金の拠出限度額の拡充措置の全容が確定した。

◎第1号加入者（国民年金の第1号被保険者、自営業者・学生等）の拠出限度額は、現行の月額6.8万円から7.5万円に引き上げられる。第1号加入者の拠出限度額の引き上げは、制度創設以来初となる。

◎第2号加入者（国民年金の第2号被保険者、会社員・公務員等）のうち企業年金に加入していない者の拠出限度額は、月額2.3万円から6.2万円に引き上げられる。企業年金等（確定給付企業年金、企業型DC、共済年金の退職年金等給付）に加入している人の拠出限度額は、改正前は「月額5.5万円から他制度掛金相当額、共済掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を控除した額」で、かつiDeCoには月額2万円という拠出上限額が課されていた。

改正後は、iDeCoの拠出上限が撤廃され、月額6.2万円の拠出枠をiDeCo、他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額と共有する（穴埋め方式）。

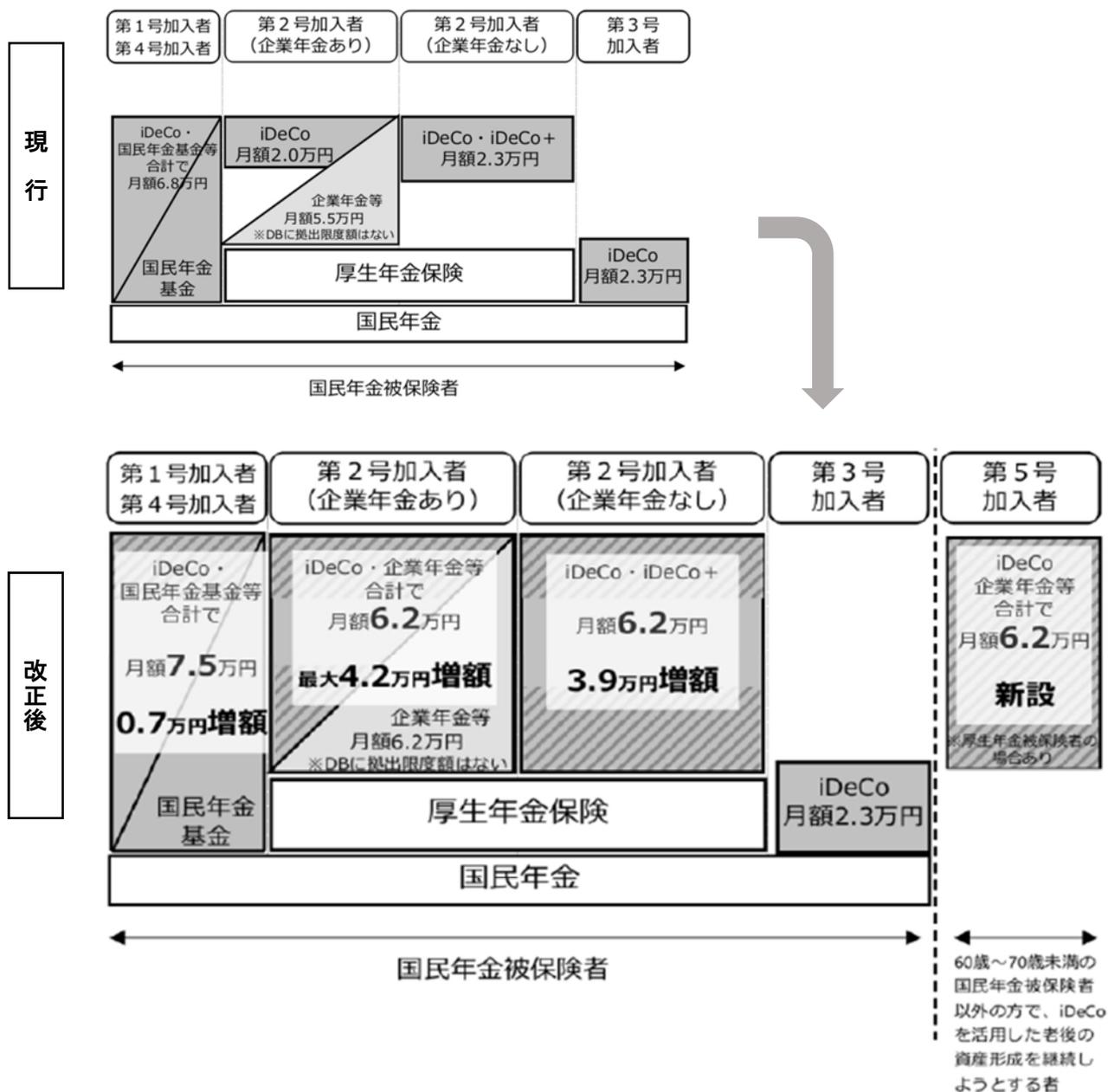
◎第3号加入者（国民年金の第3号被保険者、専業主婦（夫）等）は、今回の改正の対象外とされ、拠出限度額は月額2.3万円のまま、変わらない。

◎第4号加入者（国民年金の任意加入被保険者、任意加入・海外居住者等）については、令和7年度税制改正大綱では一切言及されていなかったが、拠出限度額は第1号加入者と同様、月額6.8万円から7.5万円に引き上げられる。

◎第5号加入者（今回の制度改正で新設）の拠出限度額は、月額6.2万円とされた。ただし、第5号加入者であっても企業年金等に加入している場合の拠出限度額は、「月額6.2万円から他制度掛金相当額、共済掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を控除した額」となる。

iDeCoの拠出限度額（月額）

対象者		現行	改正後
第1号加入者 （国民年金の第1号被保険者）		68,000円 （国民年金基金掛金・国民年金付加保険料との合算枠）	75,000円
第2号加入者 （国民年金の第2号被保険者）	企業型DCやDB等の他制度に未加入	23,000円	62,000円－（各月の企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額）
	企業型DCとDB等の他制度に加入	55,000円－（企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額） ただし、2万円が上限。	
第3号加入者 （国民年金の第3号被保険者）		23,000円	23,000円（変更なし）
第4号加入者 （国民年金の任意加入被保険者）		68,000円 （国民年金基金掛金・国民年金付加保険料との合算枠）	75,000円
第5号加入者 （新設）		－	62,000円－（企業型DCの事業主掛金額＋DB等の他制度掛金相当額）



〈 iDeCoの加入対象者の区分 〉

第1号加入者	国民年金第1号被保険者 (20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生)
第2号加入者	国民年金第2号被保険者 (会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)
第3号加入者	国民年金第3号被保険者 (国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)
第4号加入者	国民年金任意加入被保険者 (60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者)
第5号加入者	60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者 ((1) iDeCo加入者、(2) iDeCo運用指図者、(3) 企業年金からiDeCoに資産を移換する者 (1)～(3)のいずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者)

iDeCoの概要

【給付】

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金	脱退一時金
給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以上 20年以下の有期年金 ・ 一時金 ・ 一時金と年金の組み合わせ 	同左	一時金	一時金
受給要件等	<p>原則 60 歳に到達した場合に受給することができる。</p> <p>(60 時点で確定拠出年金の通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、支給開始年齢が段階的に引き延ばし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 年以上 10 年未満…61 歳 ・ 6 年以上 8 年未満 …62 歳 ・ 4 年以上 6 年未満 …63 歳 ・ 2 年以上 4 年未満 …64 歳 ・ 1 年以上 2 年未満 …65 歳 <p>※60 歳以降に初めて確定拠出年金に加入する場合は、加入した日から 5 年経過した日以降に受給可能</p>	<p>75 歳に到達する前に傷病によって一定以上の傷害状態になった加入者等が、傷病の状態で一定期間（1 年 6 か月）を経過した場合に受給できる</p>	<p>加入者等が死亡した場合に、その遺族が資産残高を受給することができる</p>	<p>一定の要件を満たした場合に受給することができる</p>

【税制】

拠出時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者が拠出した掛金：全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） ・ iDeCo+ を利用し事業主が拠出した掛金：全額損金算入
運用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用益：運用中は非課税 ・ 積立金：特別法人税課税（現在、課税停止）
給付時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金：公的年金等に係る雑所得（公的年金等控除） ・ 一時金：退職所得（退職所得控除）